

豊島の「食」と夕暮れの瀬戸内海を愉しむ  
ベネッセハウス宿泊者限定

# 豊島 特別鑑賞ツアー

1月出発日(×印は設定なし)							2月出発日(×印は設定なし)						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		×	×	×	×	×						×	2
×	×	×	×	×	×	12	3	×	×	×	×	×	9
13	×	×	×	×	×	×	10	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	26	×	×	×	×	×	×	×
27	×	×	×	×			×	×	×	×	×		

チャーター船で瀬戸内海の島々を眺めながら豊島へ。「豊島美術館」をはじめ、檀山展望台からの景色や、通常はご覧いただけない、昼間とは全く異なる表情の夜の「豊島横尾館」を、スタッフの案内と共にご鑑賞いただけます。ご夕食は「海のレストラン」にて、豊島と瀬戸内の旬の食材を使った創作和食のコースをご堪能ください。

## ご旅行代金(消費税込み)

大人おひとり様 29,000円  
15歳以下おひとり様 27,000円  
※12歳以下の方は20,000円(お子様料理)のコースもお選びいただけます。

お申込みはベネッセハウスへご宿泊の方に限ります。  
6歳未満の乳幼児はご参加いただけません。  
ご旅行代金には日程に記載の夕食代、各美術施設の鑑賞料、交通費が含まれています。お飲物は含まれておりません。  
本ツアーは日本語のみのご案内となります。

## 日程/日帰りツアー・食事:夕食

【集合場所】ベネッセハウス 13:20 または宮浦港 13:40

本村港13:55(発) チャーター船にて豊島へ  
家浦港14:20(着) 到着後、専用車にて豊島鑑賞ツアーへ  
心臓音のアーカイブ、豊島美術館、檀山展望台  
夜間鑑賞プログラム「夜の横尾館」  
海ののレストランにて夕食  
家浦港19:30(発) チャーター船にて直島へ  
本村港20:00(着) 到着後、解散  
(宮浦港または、ベネッセハウスへお送りいたします。)



豊島美術館 写真:鈴木研一



心臓音のアーカイブ 写真:久家靖秀



豊島横尾館 写真:表 恒匡



海のレストラン



料理写真はイメージです。時期や仕入状況によってメニューが変更になる場合があります。

船の欠航など、安全かつ円滑な旅行の実施が見込めない場合は、直前でも旅行を中止または変更する場合がありますのでご了承ください。

## 【ツアーの事前予約方法】

- ・WEB予約システムをご利用ください。URL <http://nao-tour2.resv.jp/>
- ・予約の受付は先着順でご出発日の1週間前または募集定員(6名様)に達した時に締め切ります。

## 【お申込みとご旅行代金のお支払い(旅行の契約)】

- ・WEB予約が完了または弊社が予約を承諾した後、弊社よりお申込みや旅行代金のお支払方法についてご案内いたします。旅行契約は弊社の承諾と旅行申込書と申込金または旅行代金の受理を持って成立するものとします。

## ●お申込みのご案内(主な旅行条件)

(記載条件および次頁の旅行条件書(全文)を必ずお読みください。)  
この旅行は当書面に記載されている条件のほか、次頁の旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終日程表(確定書面)および当社の旅行業約款(募集型企画旅行契約)によります。なお次頁の旅行条件書(全文)と当書面に記載されている条件に相違がある場合は、当書面に記載されている条件が適用されます。

**お申し込み条件**／お申込みはベネッセハウスへご宿泊の方に限ります。18歳未満の方は保護者の同意書が必要です。6歳未満の乳幼児はご参加いただけません。  
**添乗員**／添乗員は同行しませんが、担当スタッフがご案内をいたします。  
**取消料**／お客様はいつでも次頁の旅行条件書(全文)に記載の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

## ●旅行企画・実施/ツアーお申込み・お問合せ

香川県知事登録旅行業第2-241号  
**榊直島文化村 ベネッセハウス ツアーデスク**  
〒761-3110香川県香川郡直島町364番地1  
TEL(087)892-3246 FAX(087)892-2166  
営業時間:日祝日・年末年始を除く、9時～16時  
(社)全国旅行業協会正会員  
国内旅行業務取扱管理者 大石 真



この旅行の契約に関してご不明な点がございましたら、総合旅行業務取扱責任者へお尋ねください。

## ●共同企画/美術館についてのお問合せ

**公益財団法人 福武財団**  
〒761-3110香川県香川郡直島町2249-7  
TEL:087-892-4455 FAX:087-892-2022  
HP:<http://www.benesse-artsite.jp/>  
営業時間:9時～17時30分(土日祝を除く)

## ●共同企画

**海の レストラン**  
香川県小豆郡土庄町豊島家浦525-1  
TEL 0879-68-3677  
<http://www.chc-co.com/umi/index.php>

## ご旅行条件（全文）ここに記載のない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

（本条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める旅行契約書面の一部となります。）

### ■募集型企画旅行契約

この旅行は株式会社直島文化村（香川県香川郡直島町364番地1 香川県知事登録旅行業第2-241号、以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することとなります。

### ■旅行代金に含まれるもの

- ①旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(普通席) ②旅行日程に明示した宿泊の代金及び税・サービス料、食事の代金及び税・サービス料、観光の代金(入場料金・ガイド料金)
- ③添乗員が同行するコースの場合の添乗サービス代金
- ④団体行動中の心付け

※上記旅行サービスをお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払戻しはいたしません。

### ■旅行代金に含まれないもの

前項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- ①自由行動中の見学科、食事料、交通費等
- ②超過手荷物料金(規定の重量・大きさ・個数を超える分について)
- ③クリーニング料、電話料金、メイドに対する心付け、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- ④傷害、疾病に関する医療費(傷害、疾病保険料等)
- ⑤ご希望のみ参加されるオプションツアーの旅行代金
- ⑥ご自宅から発着地までの交通費宿泊費

### ■お申込み条件

- ①特定のお客様を対象とした旅行あるいは特定の目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- ②お申込み時点で18歳未満の方がご参加の場合は、保護者の同意書が必要です。
- ③慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障がいをお持ちの方などで特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込み時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲でこれに応じます。なお、この場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。
- ④旅行の安全と円滑の実施のために、ご旅行参加に際して介護者や同伴者の同行を条件とさせていただくか、ご参加をお断りする場合があります。

### ■お申込み方法と旅行契約の成立・旅行代金のお支払い

- ①ご来店にてお申込みの場合、所定の申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。当社が旅行契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に旅行契約は成立します。申込金は旅行代金又は取消料若しくは違約料のそれぞれ一部として取扱います。
- ②電話・郵便・ファクシミリ等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。期間内に申込金のお支払いがなされない場合、当社はご予約はなかったものとして取扱います。旅行契約は、当社の承諾と上記の申込金の受理をもって成立するものとします。残金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日より前にお支払いいただきます。

### ■最終日程表

確定した運送・宿泊機関名等が記載された最終日程表(確定書面)は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日までに交付します。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降にお申込みがあった場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、期目前であってもお問合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

### ■旅行契約内容・旅行代金の変更

- ①当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合、旅行契約内容を変更することがあります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することもあります。
- ②著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は、旅行代金を変更することがあります。増額する場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知します。減額する場合は運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。

なお、払戻すべき金額が生じる場合は、旅行契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻いたします。

### ■お客様の交替

お客様は当社の承諾を得て交替に要する実費をお支払いいただくことにより、旅行契約上の地位を第三者に譲渡することができます。

### ■取消料(お客様による旅行契約の解除)

- ①お客様はいつでも下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。但し、解除のご連絡は当社又はお申込み店の営業時間内のみお受けいたします。
- ②当社の責任とならないローンの取扱い上の事由に基づきお取消しになる場合も下記取消料をお支払いいただきます。
- ③お客様のご都合でお申込みの旅行の旅行開始日やコースの変更をされるときは、お客様から旅行契約の解除があったものとして、所定の取消料を申し受けます。
- ④次の場合は取消料はいただきません。

- (a) 旅行契約内容に下記「旅程保証」の変更補償金の支払い対象に該当する変更及びその他の重要な変更があったとき。
- (b) 著しい経済情勢の変化等による運送機関の運賃・料金の改定によって旅行代金が増額されたとき。
- (c) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な旅行の実施が不可能となり又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (d) 当社が最終日程表を旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日までに交付しなかったとき。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以前にお申込みがあった場合は除きます。
- (e) 当社の責に帰すべき事由により当初の日程どおりの旅行の実施が不可能になったとき。

解除期日	取消料
旅行開始日から起算してさかのぼって20日目(日帰りは10日目)にあたる日以降に解除する場合	20%
旅行開始日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降に解除する場合	30%
旅行開始日の前日	40%
旅行開始日当日(旅行開始前)	50%
旅行開始後又は無連絡不参加	100%

※払戻し期日 ・旅行開始前の解除……解除の翌日から起算して7日以内 ・旅行開始後の解除……旅行契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内

### ■当社による旅行契約の解除

次の場合、当社は旅行契約を解除する場合があります。

お客様の旅行代金の不払い、申込条件の不適合、病気、団体行動への支障、当社の関与し得ない事由により旅行の円滑な実施が不可能なとき等。

### ■最少催行人員

各出発日も2名。これに満たない場合、旅行を中止することがあります。その場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前(日帰り旅行は3日目に当たる日より前)に旅行を中止する旨を通知いたします。

### ■旅程管理等

当社は安全で円滑な旅行の実施の確保に努めます。お客様は団体行動中、当社係員の指示に従っていただきます。

### ■当社の責任

当社は、当社又は手配代行者(旅行サービスの手配を当社に代って行う者)が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときはその損害を賠償いたします。(お荷物の賠償限度額はお一人15万円)

### ■お客様の責任

当社はおお客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為もしくは、お客様が当社の規定を守らなかったことにより当社が損害を被ったときは、お客様から損害の賠償を申受けます。

### ■特別補償

当社は、当社の責任が生ずるか否かを問わず、旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)別紙の特別補償規程で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った定の損害について補償金及び見舞金を支払います。

### ■旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更(次に掲げる事由による変更を除きます。天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置)が行われた場合は、旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。但し、サービスの提供の日時及び順序の変更は対象外となります。変更補償金の額は旅行者お一人に対し、一募集型企画旅行につき旅行代金の15%を限度とします。又、変更補償金の額が1,000円未満の場合はお支払いしません。当社はおお客様の同意を得て変更補償金の支払いを物品サービスの提供に替えることがあります。

変更補償金の支払い対象となる変更	1件あたり率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
本パンフレットに記載した		
(1) 旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
(2) 入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
(3) 運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の合計金額が当初の合計額を下回った場合に限り)	1.0	2.0
(4) 運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
(5) 旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる使への変更	1.0	2.0
(6) 宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
(7) 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
(8) 前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

### ■旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2018年1月1日を基準としています。旅行代金は2018年1月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。